



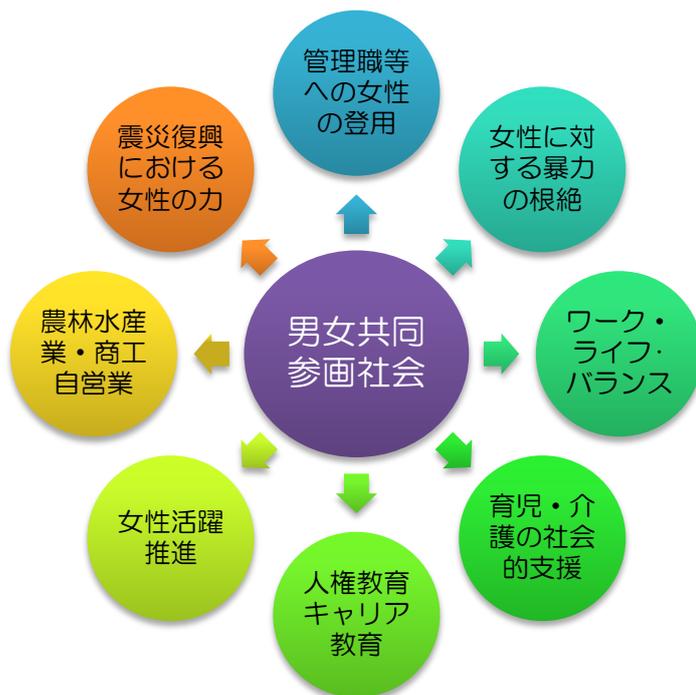
男女共同参画社会って何だろう？

「男女共同参画社会」という言葉をご存じでしょうか？

平成13年8月に施行された宮城県男女共同参画推進条例では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定しています。

「女性は家事と育児、男性は労働」という、いわゆる性別による固定的な役割分担意識や考え方、社会的慣習に縛られることなく、男女が個人として尊重され、対等な構成員として、共に自立し、家庭や職場や地域等あらゆる分野において共に責任を分かちあう社会を築くことが必要ではないでしょうか。

その実現に向けては、様々な分野において男女共同参画の視点をとりいれていくことが求められており、県では平成29年3月に第3次となる「宮城県男女共同参画基本計画」を策定するなど、今後とも、そのための様々な事業に取り組んでいきます。



本誌発行に当たって

県ではこれまで、男女共同参画に関する啓発として、セミナーやシンポジウムなどのイベントの開催、リーフレットやチラシなど広報物の作成・配布、男女共同参画サイトの運営など様々な取組を実施してきました。男女共同参画の取組は少しずつ広まっていますが、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等は根強いものがあり、依然として男女共同参画の理念が県内全域に浸透しているとは言えない状況です。

今後、県の全域において、より多くの県民の皆様に、男女共同参画についての理解と認識を深めていただくため、本誌を定期的に発行することとしました。男女共同参画に関する現状や県の取組、催し物の情報等について幅広く御紹介させていただくことを予定しております。この広報誌が、県民の皆様にとって男女共同参画について考えるきっかけとなれば幸いです。



県の男女共同参画サイト「とらい・あぐるみやぎ」でも、情報発信しています。

<http://www.pref.miyagi.jp/site/kyousha>

県の取組から



**女性のチカラを活かす
企業認証制度**

◆◆◆現在の認証企業数◆◆◆

- 認証企業 361社
- ゴールド認証企業 21社

(平成29年3月1日現在)

・ 認証制度に関するお問い合わせ
宮城県 共同参画社会推進課
TEL022-211-2568

みやぎ男女共同参画相談室の御案内

相談員による相談受付 TEL022-211-2570	
受付日時	月曜日から金曜日まで(祝日・休日除く) 午前8時30分から午後4時45分まで
男性相談	TEL022-211-2557 ※男性相談員対応
受付日時	毎週水曜日(祝日・休日除く)
3月まで	: 午後0時30分から午後4時30分まで
4月以降	: 午後0時 から午後4時まで
法律相談	※女性弁護士が面接にて相談対応 ※予約制 TEL022-211-2570
受付日時	毎月第4木曜日(祝日・休日除く) 午後1時から午後4時30分まで

男女共同参画サイト

<http://www.pref.miyagi.jp/site/kyousha/>

働く暮らし、宮城で生きる、宮城の「今ここ」でしっかり生きることを応援

とらい・あぐるみやぎ



発行

宮城県 環境生活部
共同参画社会推進課
〒980-8570
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
TEL 022-211-2568
FAX 022-211-2392
メール danjyo@pref.miyagi.lg.jp